第11節 周産期医療体制

1 現 状

○ 北海道の出生数は、平成24年には3万8,686人でしたが、令和4年には2万6,407人となり、全ての第二次医療圏で減少し、全体では約31.7%の減少ですが、50%以上減少している地域もあります。

出生場所は、昭和25年には、「自宅・その他」で97.4%が出生していましたが、昭和45年には、8.9%となり、代わりに「病院・診療所」が80.7%、「助産所」が9.2%と増え、さらに平成30年には、「自宅・その他」は0.2%、「病院・診療所」が99.6%、「助産所」が0.2%となり、令和4年においても同じ割合で推移しています。

- 低出生体重児(2,500グラム未満)の出生割合は、平成2年に6.9%、平成12年に9.11%、平成22年に9.8%と増加した後、令和4年は9.5%となっています。
- 本道における産婦人科医師数*1は、平成8年が439人で、その後減少傾向が続き、 平成18年に359人になりましたが、令和2年には403人となっています。
- 近年、女性医師の占める割合が増加傾向にあり、令和2年には「分娩を取り扱う産婦人科医師*2」325人のうち、31.4%が女性医師となっており、30歳代に限ると47.0%、20歳代においては72.2%の割合となっています。

【道内の第二次医療圏ごとの出生数の推移】

(単位:人)

(年位・							
第三次医療圏	第二次医療圏	平成24年	令和4年	差引(R4-H24)	減少率(%)		
道南	南 渡 島	2,445	1,524	▲ 921	37.7%		
	南 檜 山	135	62	▲ 73	54.1%		
	北渡島檜山	256	145	▲ 111	43.4%		
道央	札幌	17,380	13,480	▲ 3,900	22.4%		
	後 志	1,363	796	▲ 567	41.6%		
	南 空 知	989	537	▲ 452	45.7%		
	中 空 知	576	386	▲ 190	33.0%		
	北 空 知	167	103	▲ 64	38.3%		
	西 胆 振	1,302	765	▲ 537	41.2%		
	東 胆 振	1,707	1,061	▲ 646	37.8%		
	日 高	573	294	▲ 279	48.7%		
道 北	上川中部	2,737	1,833	▲ 904	33.0%		
	上川北部	492	273	▲ 219	44.5%		
	富 良 野	354	183	▲ 171	48.3%		
	留 萌	343	162	▲ 181	52.8%		
	宗 谷	514	305	▲ 209	40.7%		
オホーツク	北網	1,705	989	▲ 716	42.0%		
	遠紋	497	299	▲ 198	39.8%		
十 勝	十 勝	2,757	1,849	▲ 908	32.9%		
釧路・根室	釧 路	1,667	982	▲ 685	41.1%		
	根 室	727	379	▲ 348	47.9%		
全 消	<u> </u>	38,686	26,407	▲ 12,279	31.7%		

^{*} 厚生労働省「人口動態統計」

^{*1} 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計(調査)」において、主たる診療科が産科または産婦人科である医師の数。

^{*2} 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(令和2年)において、主たる診療科が産科、産婦人科、婦人科であり、過去2年以内に分娩を取り扱っている医師(主たる従事先・従たる従事先の周産期医療圏が異なる場合は、主たる従事先で0.8人、従たる従事先で0.2人と換算)。

【北海道における医師総数・産婦人科医師数】



* 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計(調査)」

【北海道における年齢別・男女別分娩を取り扱う産婦人科医師数】

(単位:人)

年齢別		分娩を取り扱う	6 產婦人科医師数	
干图7万		男性	女性	女性の割合(%)
25~29歳	18	5	13	72.2%
30~34歳	34	18	16	47.1%
35~39歳	51	27	24	47.1%
40~44歳	36	18	18	50.0%
45~49歳	44	27	17	38.6%
50~54歳	34	28	6	17.6%
55~59歳	43	37	6	14.0%
60~64歳	29	28	1	3.4%
65~69歳	22	21	1	4.5%
70~74歳	11	11	0	0.0%
75歳以上	3	3	0	0.0%
合 計	325	223	102	31.4%

^{*} 厚生労働省「医師·歯科医師·薬剤師統計(調査)」(令和2年)

- 令和 2 年に北海道で就業している助産師は1,620人となっており、そのうち1,421人 (87.7%) が「病院・診療所」で就業しています。また、助産所に就業している助産 師は56人 (3.5%) となっています。
- 全国では、産婦人科医師数は微増していますが、道内では、産婦人科医師の不足等により、分娩を取り扱う「病院・診療所」は減少しており、地域によっては、正常分娩を行う産科医療を確保することが困難な状況となっています。
- 道では、平成13年に「北海道周産期医療システム整備計画」、平成23年に「北海道 周産期医療体制整備計画」(以下「整備計画」という。)を策定し、第三次医療圏ご とに総合周産期母子医療センター(以下「総合周産期センター」という。)を6か所、 第二次医療圏に地域周産期母子医療センター(以下「地域周産期センター」という。) を30か所認定し、整備計画を推進してきたところです。
- 令和4年度の分娩数の割合は、総合・地域周産期センターが約40%、その他の病院が約32%、診療所が約28%となっています。

【周産期センターの整備状況】

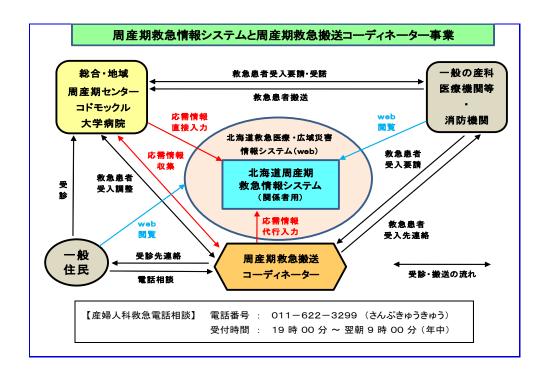
令和5年4月現在

区 分	主な機能	現状と課題		
総合周産期センター	母体又は児におけるリスクの 高い妊娠に対する医療、高度 な新生児医療等の提供	・第三次医療圏ごとに原則1か所・認定した6か所のうち、国の要件を 満たす「指定」*1は4か所		
地域周産期センター	周産期に係る比較的高度な 医療の提供	・第二次医療圏に30か所認定 (うち 分娩休止:4か所)		

- 「指定」された総合周産期センターは、第三次医療圏内の産科医療機関の医師及び 看護師などの医療従事者を対象とした研修会を開催しており、圏域内の医療機関の連 携体制の構築や医療技術の向上が図られています。
- 道では、平成13年から北海道周産期救急情報システムにより、総合周産期センター などにおける妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関や消防機関等へ提供していま す。
- 平成21年度から開始した周産期救急搬送コーディネーター事業では、北海道周産期 救急情報システムの日々の情報更新、患者を搬送する際の医療機関、消防機関との連 絡調整、妊産婦等からの病状や受診医療機関などについての電話相談を行っています。
- 総合周産期センターでは対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応するため、 平成19年9月に開設した北海道立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)を 「特定機能周産期母子医療センター」として位置づけ、搬送患者の受入や全道の医療 従事者等を対象とした研修会の開催などを行っています。
- 助産師外来は令和5年4月1日現在で14の第二次医療圏で38か所設置されています。

^{*1 「}指定」とは、総合周産期センターが、国の定める一定の要件(医療従事者や母体・胎児集中治療管理室(MFICU)などの病床 数)を満たし、北海道総合保健医療協議会の意見を踏まえ道が指定するもの。国の定める一定の要件を満たしていない医療機関につい ては、その整備が図られるまでの間は「認定」として取り扱う。

○ このような状況を踏まえ「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)に基づき「整備計画」を「医療計画(周産期医療体制)」に一体化した上で、医師の確保や救急、災害医療など、他事業とより一層の連携を図りながら、周産期医療体制の整備に取り組んでいます。



2 課題

(総合周産期センター及び地域周産期センターにおける産婦人科医師の確保等)

総合周産期センター

認定を受けている総合周産期センターの指定を目指すとともに、これらのセンターへの産婦人科医師の優先的かつ重点的な確保が必要です。

地域周産期センター

産婦人科医師が一人体制の病院の解消や現在、分娩の取扱を休止している病院の再開に結びつけていくことが必要です。

また、地域周産期センターの機能が発揮されるまでの間、隣接する地域周産期センター等へのアクセスの確保が必要です。

令和6年4月に施行の医師の時間外・休日労働の上限規制に適切に対応した医療体制の確保が必要です。

(周産期医療従事者に対する研修機能の充実)

総合周産期センターは、それぞれの圏域において周産期医療従事者に対し研修会を 開催するとともに、現場の医療従事者のニーズを把握しながら、研修内容の充実を図 ることが必要です。

(総合周産期センター等のNICU等に長期入院している児童の療養・療育環境の充実)

新生児集中治療管理室(以下「NICU」という。)等に長期入院している児童が病状などに応じた望ましい環境で療養・療育されるよう、保健・医療・福祉サービスが相互に連携した支援体制の充実が必要です。

3 必要な医療機能

周産期医療体制の構築に当たっては、総合及び地域周産期センターを中心として、 三医育大学の協力を得ながら、医療機関間の連携、第三次医療圏間の連携(広域搬送・ 相互支援体制の構築等、圏域を越えた母体及び新生児の搬送及び受入が円滑に行われ るための措置)等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩などに対する取組 以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や周産期医療 関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保が必要です。

(正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携)

- 正常分娩(リスクの低い帝王切開術を含む。)や妊婦健診等の分娩前後の診療を安全に実施できる体制の構築が必要です。
- ハイリスク分娩や急変時には地域周産期センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築が必要です。
- 妊産婦のメンタルケアや社会的ハイリスク妊産婦(特定妊婦等の妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を有する妊婦)への対応が必要です。

(周産期の救急対応が24時間可能な体制)

総合周産期センター、地域周産期センターを中心とした周産期医療体制による、24時間対応可能な周産期の救急体制の確保が必要です。

(新生児医療の提供が可能な体制)

新生児搬送やNICU、NICUに併設された回復期治療室(以下「GCU」という。)及びNICU等の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制の構築が必要です。

(NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制)

周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の構築が必要です。

(周産期医療における災害対策)

災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

周産期センターにおいては、被災後、早期に診療機能を回復できるよう、必要な物資の確保等、平時からの備えを行っておくことが必要です。

(周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策)

新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が 提供できるような体制の構築が必要です。

4 数值目標等

指標区分	指標名(単位	現状値	目標値(R11)	目標値の考え方	現状値の出典(年次)	
体制整備	分娩を取り扱う医療機 関数 (か所)	15-49歳女 性 10万人 当たり	7.6	全国平均 以上	全国平均以上 を維持 (R2: 7.6)	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在) 医療施設調査(静態) [厚生労働省](令和2年)
	産科・産婦人科を標ぼ 診療所の助産師外来開 (%)		23.8	全国平均 以上	全国平均以上 を維持 (R2: 23.1)	北海道保健福祉部調査 (令和5年4月現在) 医療施設調査(静態) [厚生労働省](令和2年)
	総合周産期母子医療も 定)の整備医療圏数(第 圏)	4	6	第三次医療圏に 1か所	北海道指定 (令和5年4月現在)	
	地域周産期母子医療也 医療圏数(第二次医療		21	21	第二次医療圏に 1か所	北海道指定 (令和5年4月現在)
実施件数等	母体・新生児搬送のうち 時間が30分以上の件数 人当たり件数)		2.3	全国平均 以下	全国平均以下 を維持 (R3: 5.4)	救急搬送における医療機関の受 入れ状況等実態調査 (令和3年)
	新生児死亡率(千対)	出生数	1.2	全国平均 以下	現状より減少 (R4: 0.8)	令和4年人口動態調査 [厚生労働省]
安全に出産できる体制	出生数+ 妊娠満22 週以降の 死産		3.1	全国平均 以下	全国平均以下 を維持 (R4: 3.3)	令和4年人口動態調査 [厚生労働省]
	妊産婦死亡率(10万 対)	0.0	全国平均 以下	全国平均以下 を維持 (R4: 4.2)	令和4年人口動態調査 [厚生労働省]	

5 数値目標等を達成するために必要な施策

(総合周産期センター及び地域周産期センター等の整備)

- 周産期医療に関する最先端の知識・技術が集積している三医育大学との連携を強め、これらの大学から医師の優先的かつ重点的な派遣を受けながら、地域の医療資源を最大限活用し、総合周産期センター等で周産期医療の提供に努めます。
- 第三次医療圏内において、ハイリスク児やハイリスク分娩などに対応できるよう、 総合周産期センターに優先的かつ重点的に産婦人科医師を確保することなどにより、 機能の維持強化を図るとともに、認定を受けている2か所の総合周産期センターにつ いては、センターの意向も確認しながら、指定を目指します。
- 第二次医療圏内において、24時間体制で周産期救急医療に対応する地域周産期センターの中でハイリスク分娩等に対応する地域周産期センターに対し、産婦人科医師の複数配置などを行い、産婦人科医師の優先的かつ重点的確保を図ります。
- 分娩取扱を長期間休止しているセンターについては、再開に向けての取組を支援するとともに、機能が発揮されるまでの間は隣接するセンターとの役割分担等を行い、 再開の目途が立たない場合は、将来的な方向性について地域と調整しながら検討します。
- 総合周産期センターなどから、自家用車での妊産婦の冬期間の移動時間がおおむね 120分、移動距離がおおむね100kmを超える地域*1において、産科医療機能を確保する必要がある地域周産期センター等に対して、産婦人科医師の優先的な確保を図ります。
- *1 妊産婦の移動時間、移動距離をおおむね120分、おおむね100kmの範囲内とする根拠:安全で安心して出産できる移動時間や移動距離を検討したところ、妊産婦の居住地から自家用車での冬期間の移動時間がおおむね120分、移動距離がおおむね100kmの範囲内に産科医療機関が存在すれば、最低限、墜落分娩などの危険を避けることができると考え、文献学的考察を加えるとともに三医育大学の意見を踏まえ設定したもの。

○ 産婦人科医師の勤務環境の改善を促し、医学生や研修医が産婦人科医師を志望する インセンティブを高め、若い医師を育成するなど、産婦人科医師の増員を図るととも に、地域枠制度の活用により産婦人科医師が一人体制の病院の解消に努め、現在、分 娩機能を休止している病院の再開に結びつけていくなど、より身近なところで安心し て出産できる環境の整備を目指していきます。

(搬送体制等の整備)

- 北海道周産期救急情報システムや周産期救急搬送コーディネーター等を活用し、妊産婦や新生児のスムーズな周産期センターへの救急搬送体制の確保に取り組みます。
- 分娩の取扱休止等をしている地域周産期センターの機能が発揮されるまでの間、隣接する地域周産期センター等との情報共有や搬送体制の整備などのアクセスの確保に取り組みます。
- 高度・専門医療機関で治療を受け、医学的管理の継続が必要な小児患者を対象に、 地域の医療機関へ固定翼機によるバックトランスファー(戻り搬送)を実施します。

(周産期医療従事者に対する研修機能の整備)

総合周産期センターにおいて、第三次医療圏内の産科医療機関の医師及び看護師などの医療従事者を対象とした研修会を開催し、圏域内の医療機関の連携体制の構築や 医療技術の向上に努めます。

(妊産婦の多様なニーズに対応する取組)

- 身近なところに産科医療機関がない地域における妊産婦や産婦人科医師の負担軽減につながることから、産科及び産婦人科以外の診療科を含めた医療機関や関係団体と連携しながら、助産師外来*1、院内助産所の開設等を促進します。
- 分娩を取り扱う助産所においては、分娩時等の異常の際に対応するため、産科又は 産婦人科の嘱託医師及び医療機関を定めることとされていることから、必要な体制の 確保について指導するほか、嘱託医師等の確保が難しい場合は、道及び保健所設置市 において相談を受けるなどの対応を行います。
- 無痛分娩を実施する医療機関について、無痛分娩関係学会・団体連絡協議会(JALA)の実施する研修、情報公開、有害事象分析事業への参画を推進します。

(NICU等に長期入院している児童への支援)

NICU等に長期入院している児童の退院を促進し、NICU等の満床状態を解消するための地域療育支援施設運営事業や在宅への円滑な移行促進・保護者等のレスパイトのための日中一時支援事業などに取り組みます。

(周産期医療における災害対策)

災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保を進めるなど、災害時における周産期医療体制の構築に努めます。

「北海道災害時小児周産期リエゾン」を任命し、災害時に保健医療福祉調整本部等において、「北海道災害医療コーディネーター」をサポートし、被災地の医療ニーズ等の把握、分析や周産期医療に関する助言や支援を行える体制整備を図ります。

【関連:第3章第8節「災害医療体制」(P93)】

^{*1} 助産師外来:助産師が医師と役割分担しながら自立して、妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健診や保健指導を行うもの。

(周産期医療における新興感染症の発生・まん延への対策)

新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が 提供できるよう、関係者や関係機関と協議の上、医療措置協定を締結するなど、平時 から計画的な準備に努めます。また、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感 染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整に努めます。

【関連:第3章第9節「新興感染症発生・まん延時における医療体制」(P102)】

6 医療連携圏域の設定

周産期医療に係る医療連携圏域は、妊産婦、胎児及び新生児のリスクや重症度に応じて、それぞれ本計画に定める次の医療圏単位を基本とします。

第二次医療圏

周産期に係る比較的高度な医療の提供ができる地域周産期センターの整備を図る周 産期医療圏を第二次医療圏としますが、今後、地域の出生数や周産期センターの状況 等を踏まえ、周産期医療圏の設定について、必要に応じて見直しを検討します。

第三次医療圏

第三次医療圏ごとに、母体又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療の提供ができる総合周産期センターの整備を図ります。

7 医療機関等の具体的名称

【周産期母子医療センター(37施設)】

令和5年4月現在

.同座期母子医療センター(31Ma					(0)	עט טינו			つれり44月現住	
	第三次 医療圏			第二次 医療圏			医療機関名	区分	【指定年月日】 認定年月日	
道		南	南	渡	島	1	函館中央病院	総合	【平成20年2月22日】	
						2	市立函館病院	地域	平成13年10月1日	
			南	檜	山	3	北海道立江差病院	地域	平成13年10月1日	
			北	渡島檜	戶	4	八雲総合病院	地域	平成13年10月1日	
道		央	札		幌	5	市立札幌病院	総合	【平成18年1月30日】	
						6	天使病院	地域	平成13年10月1日	
						7	地域医療機能推進機構 北海道病院	地域	平成13年10月1日	
						8	NTT東日本札幌病院	地域	平成13年10月1日	
						9	手稲渓仁会病院	地域	平成13年10月1日	
						10	北海道大学病院	地域	平成23年3月30日	
						11	札幌医科大学附属病院	地域	平成23年3月30日	
						12	北海道立子ども総合医療・療育センター	特定	平成19年9月1日	
			後		志	13	北海道社会事業協会小樽病院	地域	平成13年10月1日	
			南	空	知	14	岩見沢市立総合病院	地域	平成13年10月1日	
			中	空	知	15	滝川市立病院	地域	平成13年10月1日	
						16	砂川市立病院	地域	平成16年12月13日	
			北	空	知	17	深川市立病院	地域	平成13年10月1日	
			西	胆	振	18	日鋼記念病院	地域	平成13年10月1日	
			東	胆	振	19	苫小牧市立病院	地域	平成13年10月1日	
						20	王子総合病院	地域	平成13年10月1日	
			日		高	21	総合病院浦河赤十字病院	地域	平成 25 年 4 月 1 日	
道		北	上	川中	部	22	JA北海道厚生連旭川厚生病院	総合	平成13年10月1日	
						23	旭川赤十字病院	地域	平成13年10月1日	
						24	旭川医科大学病院	地域	平成23年3月30日	
			上	川北	部	25	名寄市立総合病院	地域	平成13年10月1日	
			富	良	野	26	北海道社会事業協会富良野病院	地域	平成13年10月1日	
			留		萌	27	留萌市立病院	地域	平成13年10月1日	
			宗		谷	28	市立稚内病院	地域	平成13年10月1日	
才:	ホーツ	ノク	北		網	29	北見赤十字病院	総合	平成13年10月1日	
						30	JA北海道厚生連網走厚生病院	地域	平成13年10月1日	
			遠		紋	31	JA北海道厚生連遠軽厚生病院	地域	平成13年10月1日	
						32	広域紋別病院	地域	平成13年10月1日	
+		勝	+		勝	33	JA北海道厚生連帯広厚生病院	総合	【平成22年3月26日】	
						34	北海道社会事業協会帯広病院	地域	平成13年10月1日	
釧	路・根	室	釧		路	35	釧路赤十字病院	総合	【平成15年7月31日】	
						36	市立釧路総合病院	地域	平成13年10月1日	
L			根		室	37	町立中標津病院	地域	平成 25 年 4 月 1 日	
				総合	問産	期母	ま子医療センター 計	6	6 施設【 指定4 】(認定2)	
地域周産期母子医療センター 計					子医療センター 計	30	施設(認定30)			
				特定	機能	周彦	E期母子医療センター	1	施設(認定1)	
					合			37	施設	

^{*}周産期医療に係る医療機関名簿は、第10章別表により随時更新

^{*}北海道立江差病院、滝川市立病院、深川市立病院及び旭川赤十字病院は分娩休止中

8 歯科医療機関(病院歯科、歯科診療所)の役割

妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的変化により、歯周病のリスクを高めることから、市町村等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。

また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。

9 薬局の役割

妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理(薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等)を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。

10 訪問看護事業所の役割

- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関 などと連携し支援を行います。
- 心身の疾病や障がいのある妊婦が不安なく妊娠期の生活や分娩ができるよう、医療機関や市町村等地域関係者と連携し支援を行います。

周産期医療連携体制

